

公 示 送 達 書

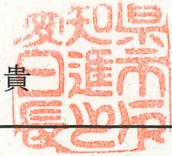
公示第 20 号

令和8年 6月12日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）第20条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市税務課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



送達すべき書類名

令和8年度

軽自動車税

納税通知書

山下 大貴

送達を受けるべき者

備考

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。